

要緊急安全確認大規模建築物にかかる耐震診断結果報告の公表について

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成 7 年法律第 123 号、以下「耐促法」という。)の規定に基づき、耐震診断およびその結果報告が義務化された建築物(要緊急安全確認大規模建築物)について、その診断結果報告の内容の公表を行います。

1. 概要

平成 25 年に耐促法が改正され、その建築時期、用途および規模に応じて、耐震診断の実施および診断結果を平成 27 年 12 月 31 日までに所管行政庁に報告することが義務付けられました。また、診断結果報告を受けた所管行政庁は、その内容を公表しなければならないことと定められました。

この規定に基づき、国の公表様式等の例示(平成 28 年 10 月)を踏まえ、報告者への確認作業が終了しましたので、その内容を公表します。

*滋賀県が所管する地域は、所管行政庁(特定行政庁)である大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、東近江市を除く地域。

2. 耐震診断およびその結果報告が義務化された建築物

地震に対する安全性が明らかでない建築物(昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築工事に着手したもの)で、かつ、不特定多数の者または避難弱者が利用する大規模な建築物ならびに危険物貯蔵所等の用途に供する建築物のうち、その用途・規模が下記のもの。

- ・幼稚園、保育所：階数 2 以上かつ床面積の合計 1,500 m²以上
- ・小学校、中学校等：階数 2 以上かつ床面積の合計 3,000 m²以上
- ・老人ホーム等：階数 2 以上かつ床面積の合計 5,000 m²以上
- ・病院、店舗、ホテル等：階数 3 以上かつ床面積の合計 5,000 m²以上
- ・保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物：階数 3 以上かつ床面積の合計 5,000 m²以上
- ・体育館：階数 1 以上かつ床面積の合計 5,000 m²以上
- ・危険物貯蔵場等：階数 1 以上かつ床面積の合計 5,000 m²以上(危険物所蔵場等から敷地境界線等までの距離が、危険物の区分に応じて国土交通大臣が定める距離以下のものに限る)

3. 所管行政庁滋賀県における要緊急安全確認大規模建築物の状況（棟）

公共建築物	民間建築物	合計	うち報告済み
47	4	51	51

用途および耐震化の状況

用途	棟数 (棟)	うち 耐震性 あり (棟)	備考
幼稚園	1	1	
保育所	1	1	除却済み
小学校等：小学校、中学校、中等教育 学校の前期課程若しくは特別支援学校	40	39	建替工事中1棟
病院、診療所	1	1	
百貨店、マーケットその他の物品販売 業を営む店舗（法第6条第1号建築物） ※卸売市場を除く。	1	0	耐震改修予定1棟
ホテル	1	1	
保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物（消防、警察庁舎 を除く）	4	1	耐震改修工事中1棟 耐震改修予定2棟
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供 する建築物	2	1	耐震改修予定1棟
合計	51	45	
うち公表対象棟数（除却棟数を除算）	50	44	

4. 公表の方法

県ウェブサイトに掲載するほか、建築課建築指導室において書面での閲覧に供します。

5. 公表の時期および公表までのスケジュール

- 平成28年12月 所有者あて、報告内容の確認
- 平成29年3月9日 県議会常任委員会報告
- 平成29年3月10日 報告内容公表